(趣旨)

第1条 この要綱は、上下水道事業管理者(以下「管理者」という。)が、有収率を向上することを目的として、郡山市簡易水道事業給水条例(昭和42年 郡山市条例第76号。以下「条例」という。)第9条及び第15条の2に規定する水道の使用者又は管理人若しくは給水装置の所有者(以下「簡易水道使用 者等」という。)が費用を負担する宅地内漏水に係る給水装置の修繕(以下「修繕」という。)を管理者が施行する場合の費用の負担区分及び取扱いに 必要な事項を定めるものとする。

(適用の範囲)

- 第2条 条例第9条ただし書及び第19条第2項ただし書の規定に基づき、管理者が修繕に要する費用を負担することができる修繕は、次のとおりとする。
  - (1)法定耐用年数40年(以下「耐用年数」という。)を経過していない給水装置(事業所用を除く。)は、公共の用に供する道路の境界(以下「道路境界」という。)からメーターまでの漏水の修繕とする。
  - (2) 耐用年数を経過した給水装置は、道路境界から1メートル以内の第一止水栓(以下「第一止水栓」という。)までの漏水の修繕とする。
  - (3)事業所用(企業、公共施設、共同住宅、賃貸借契約家屋等)の給水装置は、第1号の規定に限らず第一止水栓までの漏水の修繕とする。 (管理者の修繕範囲)
- 第3条 前条に規定する修繕は、次のとおりとする。ただし、管理者が必要と認めたときは、この限りではない。
  - (1)復旧の範囲は、次のとおりとし、原則として最小限(原状回復)とする。
    - ア 埋戻しに用いる材料は砂、砕石とする。
    - イ 復旧は、掘削箇所に限るものとする。
  - (2) 前条に規定する修繕のうち、修繕に係る給水装置が鉛管であると判明した場合は、ポリエチレン管その他の管種に取り替えるものとする。
- 2 管理者は、修繕を施行するに当たり、以下は行わない。
  - (1)修繕の支障となる植栽、構造物等の移設又は撤去
  - (2) 普通アスファルト舗装又はコンクリート舗装以外の復旧
  - (3)区画線、すべり止め、防水塗装等

(協議及び同意書)

- 第4条 管理者は、修繕を施行するに当たり、簡易水道使用者等に修繕の内容を説明し、復旧の範囲及び費用の負担について協議を行うものとする。
- 2 管理者は、修繕を施行するに当たり、簡易水道使用者等に対し、必ず同意書(別記様式)の提出を求めるものとする。
- 3 前項の同意書には、修繕場所のほか、管理者が行わない工事の範囲など必要に応じ、修繕内容及び特記事項について、簡易水道使用者等に対し、自書

で記入を求めるものとする。

(補則)

第5条 この要綱に定めるもののほか、修繕費用の負担に関し必要な事項は、管理者が定める。

附 則

この要綱は、令和4年4月1日から施行する。

## 同意書

年 月 日

郡山市上下水道事業管理者

給水装置の宅地内漏水に係わる下記修繕場所について、修繕をすることの同意をいたします。 なお、復旧後に問題等が発生した場合についても、異議申し立てはいたしません。

記

(修繕場所)	
	『山市
同意者	住 所
	氏名又は名称 及び代表者の氏名
	下記の修繕内容については私が行います。
修繕内容	
1241111	
特記事項	